

議案第 5 号

倶知安町表彰条例の一部改正について

倶知安町表彰条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

倶知安町長 文 字 一 志

倶知安町表彰条例の一部を改正する条例

倶知安町表彰条例（昭和49年倶知安町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「町議会の推せんによる議員6名及び」を削り、同条第2項中「次のとおりとする」を「2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の失職）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倶知安町表彰条例第5条第1項の規定により委嘱されている委員のうち、町議会の推薦による委員である者は、この条例の施行の日をもってその職を失う。

説 明

表彰審議委員会の委員構成を見直すため。

俱知安町表彰条例新旧対照表

改正案	現 行
(組織) 第5条 委員会は、_____学識経験のある者7名をもって組織し、その委員は町長が委嘱する。 2 委員の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 〔削る〕 〔削る〕	(組織) 第5条 委員会は、<u>町議会の推せんによる議員6名及び学識経験のある者7名をもって組織し、その委員は町長が委嘱する。</u> 2 委員の任期は、<u>次のとおりとする</u>_____。 (1) <u>学識経験のある者から選任された委員については2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (2) <u>町議会の推せんによる議員の委員の任期は、その在職期間とする。</u>